

# 兵庫県職員募集

## (採用選考試験案内)

### 受付期間

(郵送) 1月20日(金)～2月6日(月)必着

(持参) 1月20日(金)～2月8日(水)9時～17時(土曜・日曜日は除く)

第1次試験日 2月14日(火)

### 1 募集職種、採用予定人員・職務内容

#### (1) 上級

職種	採用予定人員	職務内容
獣医師	2名	本庁、健康福祉事務所(保健所)、食肉衛生検査センター、動物愛護センターなどで行う公衆衛生事業など、または本庁、家畜保健衛生所などで行う家畜衛生事業などの業務
精神保健福祉相談員	1名	県立精神保健福祉センター及び県立病院などで行う精神保健福祉相談などの業務
心理判定員	1名	こども家庭センター及び県立病院などで行う心理判定などの業務
児童自立支援専門員	2名	県立明石学園で小舎夫婦制により行う児童自立支援などの業務
学芸員 (保存・修復)	1名	県立美術館などで行う油彩画及び現代造形作品の保存・修復などの業務及び美術館環境管理業務
学芸員 (近現代美術)	2名	県立美術館などで行う西洋・日本近現代美術に関する美術品などの収集・保存、公開、調査・研究及び教育普及などの業務
物理技師	1名	県立粒子線医療センターなどで行う粒子線治療に関する品質管理、装置の運転保守管理、治療計画の策定及び研究開発などの業務

#### (2) 中級

職種	採用予定人員	職務内容
歯科衛生士	1名	健康福祉事務所(保健所)、県立病院などで行う歯科衛生などの業務

#### (3) 初級

職種	採用予定人員	職務内容
航空整備士	1名	警察本部地域部地域企画課航空隊で行う回転翼航空機(ヘリコプター)の整備及び搭乗に関する業務

## 2 受験資格等

### (1) 受験資格

職 種	受 験 資 格
獣医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師の免許取得者または平成24年3月31日までに取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在24～34歳) 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学の卒業 者または卒業見込みの者</li> </ul>
精神保健福祉相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉士の資格取得者または平成24年3月31日までに取得見込みの 者で、次のいずれかに該当する者 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在22～30歳) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学の卒業 者または卒業見込みの者</li> </ul>
心理判定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する者 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在22～30歳) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学の卒業 者または卒業見込みの者</li> </ul>
児童自立支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条の規定に基づく児童福祉施設 最低基準(昭和23年12月29日付け厚生省令第63号)第82条に定める児童自立 支援専門員の資格取得者または平成24年3月31日までに取得見込みの者</li> <li>・県立明石学園(児童自立支援施設)において小舎夫婦制(夫婦で児童と共 に生活しながら児童に対する自立支援指導等を行う)で勤務できる者</li> </ul>
学芸員 (保存・修復)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員の資格取得者</li> <li>・昭和31年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在35歳～55歳)</li> <li>・美術館、美術館相当施設または美術品修復工房で、美術品の保存修復担当 としての勤務経験を10年以上有する者</li> </ul>
学芸員 (近現代美術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員の資格取得者または平成24年3月31日までに取得見込みの者で、次 のいずれかに該当する者 昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(平成24年4 月1日現在24～30歳)で、ア～エのいずれかに該当する者 ア 大学院博士課程前期(修士)課程で美術史(近現代美術研究等)を専 攻しその課程を修了した者(単位取得退学者含む)または修了見込 の者 イ 4年制大学(これと同等と認められる大学校等を含む)卒業生で、 卒業後2年以上、大学院博士課程前期(修士)課程で美術史(近現代 美術研究等)を専攻し、在学している者 ウ 4年制大学(これと同等と認められる大学校等を含む)卒業生で、 卒業後2年以上、大学院に美術史(近現代美術研究等)を専攻する研 究生として在籍している者または在籍したことがある者 エ 4年制大学(これと同等と認められる大学校等を含む)卒業生で、 美術館または美術館相当施設で、学芸員として美術史(近現代美術研 究等)分野の勤務経験を2年以上有する者 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、ア～エのいずれかに該当する者</li> </ul>
物理技師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する者 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(平成24年4 月1日現在27～34歳)で、大学院博士後期(博士)課程で放射線に関す る物理学を専攻しその課程を修了した者(単位取得退学者含む)又は平 成24年3月31日までに修了見込みの者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、前記 に該当する者</li> </ul>
歯科衛生士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士の免許取得者または平成24年3月31日までに取得見込みの者</li> <li>・昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在21～26歳)</li> </ul>
航空整備士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一等航空整備士(回転翼航空機・多発タービン機)の資格取得者または平 成24年3月31日までに取得見込みの者</li> <li>・昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 (平成24年4月1日現在20～34歳)</li> </ul>

(2) その他

- ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の各号(6ページに記載)のいずれかに該当する人は受験できません。
- イ 航空整備士は、日本国籍を有しない人は受験できません。
- ウ 獣医師、精神保健福祉相談員、児童自立支援専門員、学芸員、歯科衛生士及び航空整備士については、採用にあたり、受験資格に記載する資格または免許が必要です。

3 受験手続・申込先等

(1) 受験手続

- ア 申込締切日までに自筆の履歴書(A4(見開きA3)サイズ。市販のものに写真貼付)1通を、受験職種を明記のうえ、(2)の申込先まで郵送または持参により申し込んでください。
- イ 学芸員及び物理技師の申込者については、履歴書のほか、以下の書類を提出してください。これらの書類に基づき業績審査を行います。

職種	提出書類
学芸員 (保存・修復)	専攻に関する既発表論文または著書・研究報告書等の本文の写し 保存・修復等に関する実績(作品名、修復時期、修復内容を記載したもの(様式任意))
学芸員 (近現代美術)	専攻に関する既発表論文または著書・研究報告書等の本文の写し 学会・シンポジウム等での発表実績(レジメ・案内の写し等) 担当した展覧会の実績(レジメ・案内の写し等)
物理技師	専攻に関する既発表論文または著書・研究報告書等の本文の写し 学会・シンポジウム等での発表実績(レジメ・案内の写し等)

選考に関する既発表論文には、大学卒業論文、大学院修士論文を含みます。

- ウ 申込後は、提出された履歴書等は返却しませんので、必要がある場合は、各自コピーをとるなどしておいてください。

(2) 申込先

職種	申込先
獣医師、精神保健福祉相談員 心理判定員、児童自立支援専門員 歯科衛生士	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康福祉部社会福祉局総務課 直通電話 (078)362-3148
学芸員	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県教育委員会事務局総務課 直通電話 (078)362-3736
物理技師	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県病院局管理課 直通電話 (078)362-3297
航空整備士	〒650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1 兵庫県警察本部警務部警務課 代表電話(078)341-7441 内線 2632

(3) 申込締切日

- ア 郵送の場合 平成24年2月6日(月)【必着】
  - イ 持参の場合 平成24年2月8日(水)17時
- 郵送申込の場合は、封筒の表に「職申込書在中」と朱書きしてください。また、郵便事情により申込先への到着が遅れることがありますので、早めにお送りいただくとともに、各自で、郵送申込締切日までに前記申込先あて受付されていることを必ず電話で確認してください。

(4) 受験手続上の留意事項

受験票等の送付は行いませんので、試験当日の開始時刻までに会場にお越しください。

4 試験日、試験会場

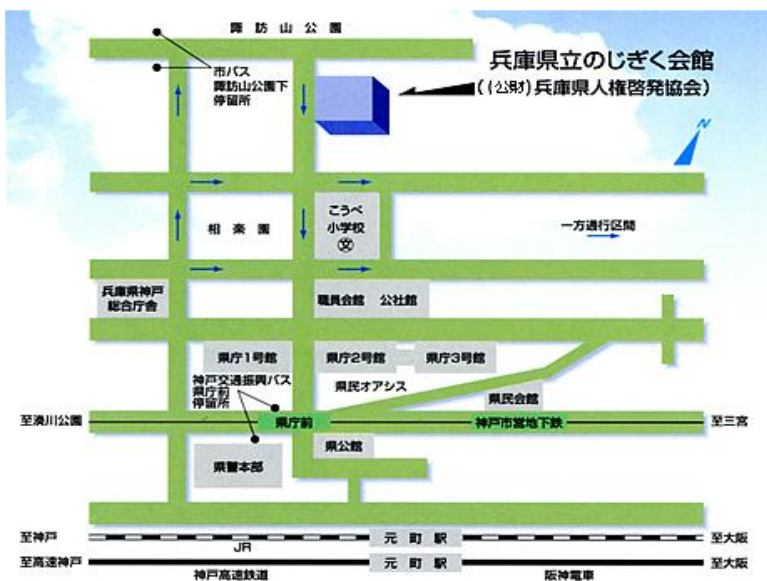
区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	2月14日(火) 午前9時～	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4-22-15 (078)242-5355	2月22日(水)15時 人事委員会事務局に掲示するほか、受験者全員に通知します。
第2次試験	2月29日(水)	神戸市内 試験会場及び試験時間は、第1次試験結果通知書でお知らせします。	3月7日(水)15時 人事委員会事務局に掲示するほか、第2次試験受験者全員に通知します。

応募者が少ない職種については、2月14日(火)に第1次試験、第2次試験を実施します。合格発表は3月7日(水)15時です。

2月14日(火)に第2次試験まで実施されるかどうかをあらかじめお知りになりたい方は、2月10日(金)10時以降に、前記の「申込・照会先」にお問い合わせください。また、兵庫県ホームページ(採用試験のページ:下記アドレス参照)にも掲載します。

採用試験のホームページアドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate3_649.html)

第1次試験会場案内図(兵庫県立のじぎく会館)



神戸市営地下鉄「県庁前」駅から北へ徒歩5分  
JR「元町」駅または阪神「元町駅」から北へ徒歩15分  
神戸市営バス(7系統)「諏訪山公園下」から徒歩2分

5 選考試験方法

(1) 第1次試験

ア 獣医師、精神保健福祉相談員、心理判定員、児童自立支援専門員、歯科衛生士

種目	配点	内容
教養試験 (2時間)	200点	大学卒業程度の一般教養について、択一式により試験を行います。 歯科衛生士については、短期大学、高等専門学校卒業程度の一般教養について、択一式により試験を行います。
専門試験 (2時間)		各職種に必要な専門的知識について、択一式・記述式により試験を行います。

イ 学芸員、物理技師

種 目	配 点	内 容
教養試験 (2時間)	300点	大学卒業程度の一般教養について、択一式により試験を行います。
専門試験 (2時間)		各職種に必要な専門的知識について、択一式・記述式により試験を行います。
業績審査		職務の遂行に必要な業績について審査します。

ウ 航空整備士

種 目	配 点	内 容
教養試験 (2時間)	200点	高等学校卒業程度の一般教養について、択一式により試験を行います。
専門試験 (1時間30分)		職種に必要な専門的知識について、択一式・記述式により試験を行います。

出題は、活字印刷文により行います。

第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験並びに業績審査（学芸員、物理技師のみ）の合計得点順に決定します。ただし、第1次試験の合格基準に達しない場合は、合計得点に関わらず不合格となります。

(2) 第2次試験

ア 獣医師、精神保健福祉相談員、心理判定員、児童自立支援専門員、歯科衛生士

種 目	配 点	内 容
口述試験 (1人20~30分程度)	300点	個別面接により、態度、表現力、信頼性、積極性、適応性について、試験を行います。
適性検査	-	職務の遂行に必要な適性について検査します。

イ 学芸員、物理技師

種 目	配 点	内 容
口述試験 (1人20~30分程度)	400点	個別面接により、態度、表現力、信頼性、積極性、適応性について、試験を行います。
適性検査	-	職務の遂行に必要な適性について検査します。

ウ 航空整備士

種 目	配 点	内 容
口述試験 (1人20~30分程度)	300点	個別面接により、態度、表現力、信頼性、積極性、適応性について、試験を行います。

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

最終合格者は、第1次試験の得点に第2次試験の得点を加算した合計得点順に決定します。ただし、第2次試験の試験種目（適性検査を除く）の合格基準に達しない場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

6 採用予定時期

平成24年4月1日

## 7 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具、消しゴム、黒ボールペン、昼食を各自必ず持参してください。
- (2) 試験時間中、携帯電話などの通信機器の使用は禁止します。
- (3) 試験会場への自動車、単車の乗り入れは一切できませんので、公共交通機関を利用してください。
- (4) 地方公務員法第 16 条の欠格条項は次のとおりです。
  - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者